

放課後児童クラブ支援員・補助員を募集しています

町内5か所の放課後児童クラブでは、現在約120名の児童が登録をし、そこで放課後を過ごしています。その放課後児童クラブで、放課後児童支援員等として活動していただける方を募集しています。

▶放課後児童クラブとは

保護者が仕事などのため、昼間家庭にいない小学生たちが、放課後に友達と遊んだり、宿題をしたりしながら過ごす場所です。

▶放課後児童支援員等とは

〔役割〕 児童クラブで放課後を過ごす子どもたちが、心身ともに健やかに育っていくよう、いろいろなお話をします。

〔勤務時間〕 交代制勤務

- ・平日（月～金）
放課後～午後6時または午後6時30分
- ・土曜日、長期休業中（夏・冬・春休み）
午前8時～午後6時（平均）

〔募集要件〕 児童の健全育成に熱意があり、室内外での遊び等の活動・指導が可能な方で年齢・性別は問いません。

支援員	保育士、社会福祉士、幼稚園教諭、小・中・高等学校教諭免許等の資格をお持ちの方、2年以上放課後児童クラブ等に従事した方
補助員	学歴・資格・経験の有無は問いません

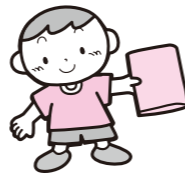
※支援員は、大分県が開催する講座の受講が必要です。

〔時給〕 800円～900円

〔募集人数〕 各クラブ若干名

※申込み、内容等の詳細は下記の各クラブへお問い合わせください。

放課後児童クラブ名	実施場所	連絡先（平日午後3時～6時まで） 〔放課後児童クラブ専用携帯電話〕
東飯田地区放課後児童クラブ	旧木の芽保育園内	090-1978-2109
野上地区放課後児童クラブ	旧木の葉保育園内	090-5747-3169
野矢坂上地区放課後児童クラブ	坂上公民館内	080-1538-8069
飯田地区放課後児童クラブ	飯田小学校内	080-1533-6439
南山田地区放課後児童クラブ	南山田ふれあい交流センター	090-7471-4007



児童手当の申請は、出生や転入から15日以内に！

児童手当は、次世代の社会を担う子ども達の成長を社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を養育する方を対象に支給されます。

●支給対象 中学校修了までの児童を養育している方

●支給額（1人当たり月額）

児童の年齢	児童手当の額
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学生修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。



次の場合は、申請や届出が必要です！

- ・お子さんが生まれたとき
- ・他の市町村から転入したとき、他の市町村へ転出したとき
- ・公務員になったとき、公務員でなくなったとき
- ・新たに児童を養育するようになったとき、児童を養育しなくなったとき
- ・その他家族状況に変更があったとき（詳しくはお問合せください）

必要な申請は事由発生日の翌日から数えて15日以内にしてください。

申請がない場合や遅れた場合、手当を受給できない月が発生する場合があります。

認定を受けたあと、引き続き児童手当を受けとるためには、毎年6月に現況届の提出が必要です！

避難情報の名称が変わりました！

平成28年8月、岩手県岩泉町の台風第10号による水害では、死者・行方不明者27人が発生する等、東北・北海道の各地で甚大な被害が発生しました。岩手県岩泉町では、グループホームが被災し、入所者9名が全員亡くなるなど高齢者の被災が相次ぎました。

「避難準備情報」については、高齢者施設において適切な避難行動がとられなかったことを重く受けとめ、高齢者等が避難を開始する段階であるということを確認するため、名称変更することとなりました。



旧名称	新名称	拘束力	内容	とるべき行動
避難指示	避難指示（緊急）	強	災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合に発せられるもので、「避難勧告」よりも拘束力が強くなります。	<ul style="list-style-type: none"> □緊急に避難してください。 □外が危険な場合は、屋内の高い所に緊急に避難してください。
避難勧告	避難勧告 ※変更なし	中	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に発せられるもので、居住者に立ち退きを勧め促します。	<ul style="list-style-type: none"> □速やかに避難を開始してください。 □外が危険な場合は、屋内の高い所に避難してください。
避難準備情報	避難準備・高齢者等避難開始	弱	事態の推移によっては避難勧告や避難指示（緊急）の発令を行うことが予想されるため、避難の準備を呼びかけるものです。要援護者など、避難に時間を要する人は避難を開始する必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> □次に該当する方は避難を開始してください。 ・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子どもがいる方など避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方。 ※避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。それ以外の方は気象情報に注意し、危険だと思ったら早めに避難してください。

※必ずしも段階的に発令されるとは限らないので、ご注意ください。

※これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

災害時指定避難所など「防災・救急」について

「九重町 暮らしの便利帳」のP24～27をご参照ください。

お問い合わせ 危機管理情報推進課 消防防災グループ ☎ 76-3801